

**総務省 2020-ICT基盤政策特別部会
基本政策委員会**

2020年代に向けたICT基盤の在り方と産業政策

2014年 4月 22日

**一般社団法人
情報通信ネットワーク産業協会
(CIAJ)**

1. 2020年代のICT利活用の姿

2. 2020年オリンピック・パラリンピックに向けて

3. 2020年代に向けたICT基盤と産業政策

4. その他の課題

5. 参考

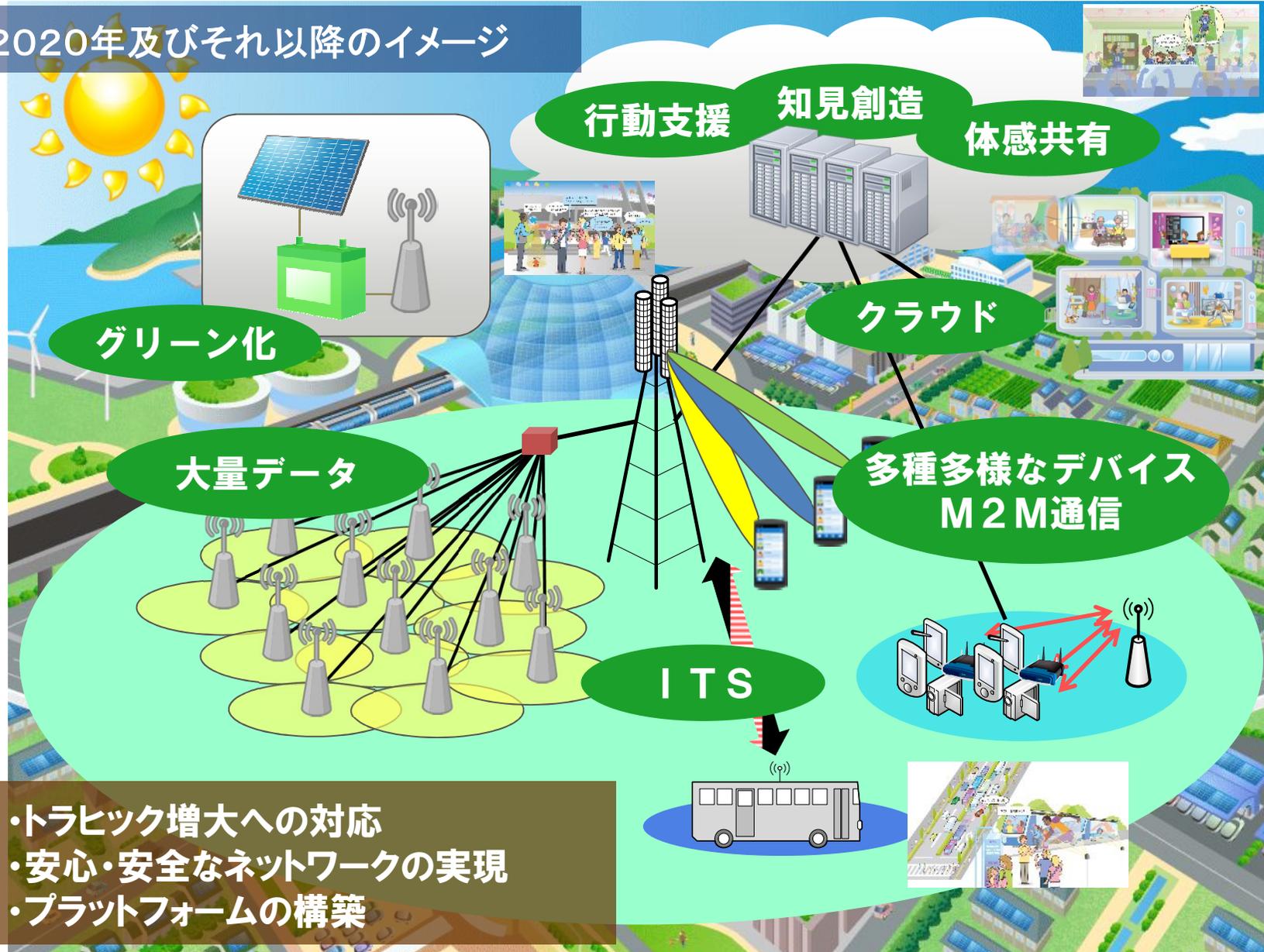
2020年の暮らしのイメージ

M2Mの普及、クラウドビジネスの拡大、ビッグデータ活用の進展等により、ワイヤレス技術を活用した多種多様な端末がネットワークに接続され、業種を横断するプラットフォームのもとで多彩なサービスが展開されていると想定。

国際的にも、成長する新興国を中核としたグローバルなICTビジネスの更なる拡大、従来の業種枠を超えたビジネスモデルの進展が予想される。

ワイヤレスアクセスを中心とした増大するトラフィックへ対応し、安心・安全なネットワークやプラットフォームを構築するために、先進的な研究開発と国際標準化活動を強化すること、そして、これらを支える人材の育成が必要である。

2020年及びそれ以降のイメージ



将来のイメージの例



体感共有：TVでもスタジアム気分



体感共有：選手の視点で



行動支援：ペット型端末



ITS：自動運転バス

2020年オリンピック・パラリンピック開催時に予想される課題と対応

- 課題 1) 利用環境の変化に伴うデータ量の増加とトラフィックの増大
2) ビッグデータの有効な活用
3) 増加する訪日外国人への様々な情報提供

- 1) 予想される高トラフィックに対するインフラの整備。
併せて、利活用のイノベティブなアイデアを創出し、実現していくことが重要。
- 2) M2M、ネットワーク仮想化、クラウドコンピューティングなどの新しい技術を効果的に活用した新しいサービス領域への取組みが求められる。
- 3) 個人情報・利用者情報の保護は非常に重要であるが、過度な規制が新サービス開発の足かせとならないような啓発活動も重要。
- 4) 外国人の利便性を考慮した多言語処理システムや、4G/5G/無線LANを含むワイヤレスシステム全体のコーディネーション、高精細画像への対応、セキュリティ対策の強化徹底が必要。

官民による取組み、分野を超えた取組みをプロジェクトで推進

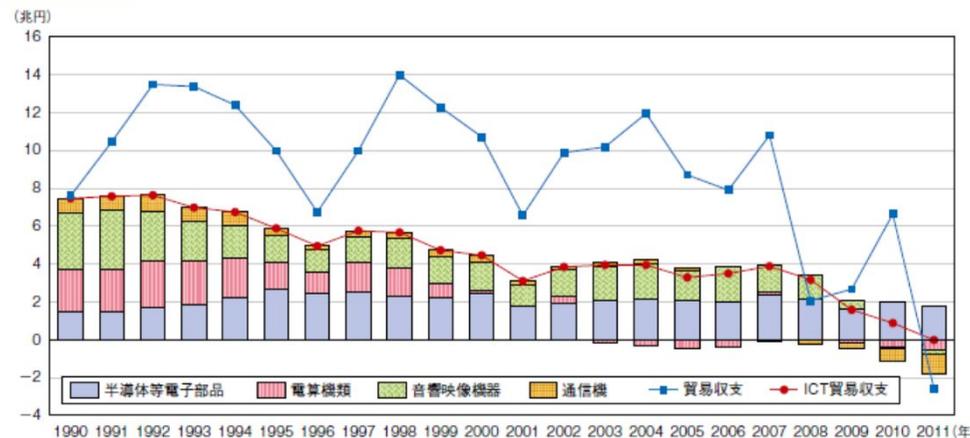
- 1) 基礎技術や基盤技術等の研究開発を進めるとともに、例えば、東京オリンピック・パラリンピックの選手村・競技場周辺等をモデル地区としてインフラの整備・サービス提供を進める。
- 2) 「2020年以降にも有効な持続的ビジネスモデルの創出」と「そのモデルのグローバル展開を進めていくこと」が必要。

日本がICT立国で成長するために

- ・2020年代に日本がICT立国であるためには、国内のICT関連産業が活発である必要がある。
 - 近年、ICT関連産業の貿易収支は、通信機器の輸入超過により大幅な赤字。日本の経済成長のためには、内需拡大だけでなく、ICT関連産業の貿易収支をプラスに転じていくための政策が必要。

➔ 「諸外国との官民ミッションの機会拡大」や「グローバルな視点からの標準化戦略の推進先導」などの実施

図表 1-3-2-5 ICT関連貿易収支の推移



(出典) 総務省「ICTが成長に与える効果に関する調査研究」(平成24年)(財務省「貿易統計」により作成)

将来に向けた課題と期待される取組み

IoTの多彩な利用形態に対し、利用者は無線／有線を意識せずに利用する。

➡ 利用者の選択肢をできるだけ制約しない環境を整備

医療、農業、教育等様々な分野でICTが活用され、新たなサービスを生み出す異分野のパートナーシップ、コラボレーションが重要となる。

➡ 分野別に細分化された規制を極力排し、紛争解決手段や調整システム等の制度を充実

グローバルな競争が進展、先端的研究開発、知財戦略、標準化活動、人材育成等が重要になる。

➡ シェア確保の過度な販売促進競争よりも公平なユーザー還元、長期的投資の強化、公正な競争条件の確保、戦略的な研究開発投資等を実施

安心・安全、セキュリティ確保、サイバーテロ対策の重要度が増大する。

➡ サイバーテロ等へは、ナショナルセキュリティの観点からも国家的対応も視野にいれた取組みを推進

利用者視点から検討し、利用者の選択肢を狭めない施策とすることが必要

端末販売に対する課題への対応

利用者視点からみた端末の姿
基本的な考え

- 1) 利用者の利便性に十分配慮した仕組みであるべきと考えます。
- 2) 無秩序な状況を回避するための施策は必要ですが、規制を強める方向の(ある意味強制力を伴う)施策は避けるべきと考えます。
- 3) 端末購入に際しての選択肢を狭めることになる施策は望ましくないと考えます。

SIMロック解除の在り方

- 1) 端末に要求する機能、利用形態は利用者ごとに異なり、多種多様です。
- 2) 「SIMロック解除端末を利用するか」「SIMロック端末を利用するか」は、利用者の選択に任せるべきことと考えます。
- 3) SIMロック解除を一律に実施しようとする、現在の端末販売の仕組みが大きく変わることが推測されます。結果として、利用者の選択の幅を狭めてしまうことを懸念します。

補足) 本基本政策委員会(第2回および第3回)で配付された「参考資料」の「3-3. グローバル化の進展に対応したICT利用環境を巡る動向」に記載されているように、通信キャリア各社では、対応可能な機種からSIMロック解除を進めていると認識しています。

利用者視点からみた端末利用の現状の整理

- 1) 現在、端末の購入に際しては、端末価格は明示されており、割賦販売や一括購入等の複数の選択肢が用意されています。
- 2) 携帯電話、特にスマートフォンは、「大きく」2つに分類することができます。
 - ① 既存技術を活用して実現した比較的安価な端末
 - ② 新しく開発した技術(低消費電力、高精細表示等)を組み込んだどちらかという高機能な端末
- 3) いずれの端末を選択し利用するかは、その用途や必要性に応じ、利用者の選択に任せられています。
- 4) 高機能な端末には、相応の開発費がかかっており、投資回収の観点から、端末価格は高くなる傾向にあります。しかし、現在の端末販売の仕組み(例えば、利用者の了解のもとに、利用期間などである程度の制限が加わること)を利用することで、利用者は、高機能な最新の端末を比較的安価に購入し活用することが可能となっています。